

総務文教分科会

テーマ 「より豊かな市民生活の向上を目指して」

住民自治に根ざしたきずな協働体について

総務文教分科会では、「住民自治に根ざしたきずな協働体について」をテーマに、平成28年1月から13回の分科会を開催し、8月には大阪府大阪狭山市の視察研修を行いました。また、7月には市内14カ所で小林市議会と市民との意見交換会、10月には政策討論会全体会、11月には既存の4きずな協働体との分野別意見交換会を開催し、広く意見を聴取しながら、住民自治に根ざしたきずな協働体について調査・研究を行いました。

きずな協働体の現状や課題について、まず、ワークショップ方式で意見を出し、①意義・目的、②活動内容、③きずな協働体と行政区との関係、④きずな協働体の設置の範囲、⑤報酬と予算の5項目について問題分析を行いました。その後、各種意見交換会の意見を踏まえ、それぞれの項目について「あるべき姿」「現状・問題点」「どのような取り組みが必要か」についての論点を整理しましたので報告します。

①意義・目的

あるべき姿

1. きずな協働体は、小林市まちづくり基本条例を遵守し、活動地域を同じくする各種団体や地域住民をつなぐためのネットワーク組織です。また、既存団体にとって代わる組織や上に立つ組織ではありません。
2. 市民は、市政に関する情報を知る権利やまちづくりに参画する権利を持っています。子どもから高齢者まで、それぞれの目線で自分たちが暮らしている身近な地域のまちづくりに参画します。
3. 行政は、住民自治に根ざしたきずな協働体の活動を積極的にサポートします。

現状・問題点

1. まちづくり基本条例やきずな協働体の意義・目的が、市民に理解されていない。
2. 特に組加入者はきずな協働体の一員であることを知らない人が多いのではないか。

どのような取り組みが必要か

1. きずな協働体の主役は市民です。各種団体はもちろんのこと、活動区域の子どもから高齢者まで、市民全員がきずな協働体の一員であるという意識づけが必要です。なぜ、今、きずな協働体が必要なのか、その意義と目的について、区・組はもちろんですが、市民全員に、分かりやすい説明と根気強い広報活動を推進し、理解してもらうことが必要です。
2. しかし、きずな協働体の意義や目的は言葉だけでは伝えきれません。とにかく、きずな協働体に取り組む活動に参加してもらうことが一番の早道です。一人でも多くの市民がきずな協働体の活動に参加できるよう、それぞれの活動内容を積極的に情報発信する取り組みが必要です。
3. 例えば、意義・目的を理解していただいた上で、小・中学校のPTAの協力を得た活動ができれば、子どもや子育て世代を巻き込んだ活動の広がりが期待できます。
4. また、不特定多数の方にきずな協働体の活動内容を周知するには、公共施設やスーパーなどでの掲示板やポスター等による周知も効果的と考えます。特に、公共施設での掲示可能スペースについての情報を、積極的にきずな協働体に発信すべきではないかと考えます。

②活動内容

あるべき姿

1. きずな協働体は、活動地域にある課題・問題について、自分たちでできることは自分たちで取り組みます。自分たちでは解決が困難な課題・問題については、行政に積極的に提案し、その実現に努めます。
2. PTA・NPO・消防団・ボランティア団体などのこれまでの活動はそのまま取り組みますが、地域の特性を活かし、各団体の事業を拡充したいような場合や区域を越えて取り組んだ方がより効果的なもの、新たな発想により実施する事業などを積極的に取り組みます。

現状・問題点

1. 年中の活動は、きずな協働体にとって大きな負担になっている。
2. 設置後2～3年は頑張れるが、現状のやり方では役員の負担が大きく、長くは続かないのではないか。
3. きずな協働体からの提案に対し、行政は政策等に反映させる制度を整備しているとはいえない。

どのような取り組みが必要か

1. 協働の意味をよく考え、行政はきずな協働体の活動を支援する必要があります。少なくとも年に1度は、きずな協働体と意見交換を行い、きずな協働体の現状や課題を把握するとともに、必要な行政情報、先進地情報、成功事例などを積極的に情報提供すべきです。
2. また、きずな協働体の合同意見交換やお互いの体験交流の機会も設け、それぞれの課題や現状について情報交換し連携を深めることは、小林市の協働のまちづくりにとって非常に有益だと考えます。
3. きずな協働体から行政への提案について、行政は政策等に反映させる取り組みを構築し、実現の可否に係わらず、協議結果及びその結果に結びついたプロセスを含め情報を公表すべきです。
4. きずな協働体と行政、きずな協働体同士、それぞれの意見や情報等のキャッチボールを継続させることが、持続可能なきずな協働体の運営につながると考えます。
5. きずな協働体の取り組む事業については、何でも、ではなく事業の取捨選択を行うべきです。年中の活動は負担になりすぎる傾向があるため、役員を含め参加する人が楽しく活動できる事業に絞ることが継続の鍵になると考えます。

③きずな協働体と行政区との関係

あるべき姿

1. きずな協働体と行政区の役割や活動内容及び予算を整理する必要があります。なぜなら、少子高齢化等による人口減少は顕著であり、1人で何役も引き受けたり、参加要請のある多様な会議やイベントに全て参加したりすることはできないからです。

現状

1. 既存のきずな協働体は特に問題があるとは考えていない。

どのような取り組みが必要か

1. きずな協働体独自の地域のリーダー育成・発掘の取り組みが必要です。
2. 行政区もきずな協働体の一員です。これまで区・組独自で実施してきた取り組みも、きずな協働体において取り組むことで、より多くの知恵やアイデアを取り入れた取り組みへと拡充することが期待されます。

④きずな協働体の設置の範囲

あるべき姿

1. 基本は、古くから市民のつながりの強い小学校区単位が適当であると考えます。
2. 全小学校区にきずな協働体を設置します。
3. きずな協働体の事務局設置においては、小学校の空き教室活用等を視野に入れ検討します。

現状

1. 既存のきずな協働体は特に問題があるとは考えていない。

どのような取り組みが必要か

1. 設置の範囲は地域の実情に応じて柔軟に変更できるようにします。
2. すでに設置したきずな協働体においても、必要に応じて再編についての協議を柔軟に行うことも可とします。

⑤報酬と予算

あるべき姿

1. きずな協働体の役員等が責任ある活動を継続していくために、役員手当や行動手当を支給できる体制が必要です。
2. 行政は、きずな協働体から提案された地域の課題・問題の解決のため政策及び予算等に反映させる制度を整備し、その充実に努めます。
3. なお、解決困難な地域の課題や問題の提案において予算を伴う場合は、行政の予算編成においてもきずな協働体が参画できる体制が必要です。

現状・問題点

1. 多くの会議やイベント等の活動を実施しているが、全て無報酬で活動している。
2. きずな協働体の活動は忙しく、徐々に参加するメンバーが限定されつつある。
3. 地域づくり交付金の交付対象事業は、地域住民自らが持続可能な地域づくりに取り組むために必要な経費としているが、どのきずな協働体にも概ね一律の交付額となっている。
4. 地域づくり交付金の対象となる活動の範囲や使途が明確に示されていない。
5. 既存のきずな協働体は自主財源確保に向けた活動を目指している。
6. いきいき地域づくり区交付金と地域づくり交付金のあり方を精査する必要があるか。

どのような取り組みが必要か

1. 役員手当や行動手当を含めた地域づくり交付金の使途について、分かりやすい基準を示すべきです。
2. きずな協働体の規模や活動内容は様々です。地域づくり交付金は、上限を設け、きずな協働体の活動計画に応じた交付額とすべきです。
3. きずな協働体から行政への提案について、行政は、政策等に反映させる取り組みを構築し、実現の可否に係わらず、協議結果及びその結果に結びついたプロセスを含め情報を公表すべきです。